

諸外国の国土政策・地域政策に係る動向分析
及び支援方策等に関する調査

国別報告書〔フィンランド〕

平成 27 年 3 月

国土交通省 国土政策局

目 次

1. 国土の概要	1
(1) 自然的・地理的・社会的特性	1
(2) 経済・社会情勢	2
(3) 政治・行政システム	2
2. 国土政策上の課題	6
(1) 国土・地域の整備上の課題	6
(2) 都市問題	6
(3) 地域政策の動向・現状と政策課題	7
(4) 社会資本整備	8
(5) 持続可能な国土管理	9
(6) 国境を越えて広域化した空間政策課題	9
3. 国土政策関連計画システム	10
4. 国土政策に関わる現状の取組	12
(1) 社会経済開発計画	12
(2) 空間計画	14
(3) 大都市圏計画	15
(4) 地方中枢都市圏の計画	18
5. 地域別主要データ	19
主要情報源・情報出所	21

フィンランドの国土政策事情

1. 国土の概要

(1) 自然的・地理的・社会的特性

国名 country name	フィンランド		
国土の概要 country profile			
自然的・地理的・社会的特性 natural/ geographic/ social characteristics	国土面積 ¹ total land area	33.8万平方キロメートル（日本よりやや小）	
	土地利用 ² land use	耕地 7.4%、牧場・牧草地 0.1%、森林 72.9%（2009年）	
	人口 ¹ population	約 543万人（2014年5月末時点）	
	人口密度 ¹ population density	16人/km ²	
	都市人口比率(%) ² percentage of urban population	84.1%（2014年）	
	民族 ³ ethnic groups	フィンランド 93.4%、スウェーデン 5.6%、ロシア 0.5%、エストニア 0.3%、ロマ（ジプシー） 0.1%、サーミ 0.1%（2006）	
	言語 ³ languages	フィンランド語 94.2%、スウェーデン語 5.5%、その他 0.2%（2012）	
	宗教 ¹ religions	福音ルーテル教（国教）、正教会（国教）	
	国の略史 ¹ brief history of the country	1世紀頃	フィンランド人の定住
		11世紀～12世紀	キリスト教が伝来、東西キリスト教の角逐
1323年		スウェーデン・ロシア間の国境確定 フィンランドは、スウェーデンの一部となる	
1809年		スウェーデン、フィンランドをロシアへ割譲	
1917年		ロシアより独立、フィンランド共和国成立	
1939年		対ソ戦争（冬戦争）	
1941年～1944年		対ソ戦争（継続戦争）	
1944年～1945年		対独戦争（ラップランド戦争）	
1948年		フィンランド・ソ連友好協力相互援助条約締結	
1955年		国連加盟	
1975年		CSCE（欧州安全保障協力会議）開催（於ヘルシンキ）	
1986年		EFTA（欧州自由貿易連合）正式加盟	
1995年		EU（欧州連合）加盟	
1999年		EMU（欧州通貨同盟）加盟	
2002年	ユーロ導入		

(2) 経済・社会情勢

経済的特性 economic characteristics	名目 GDP ³ nominal GNP	1,984 億米ドル (11 年)、1,968 億米ドル (12 年)、1,955 億米ドル (2013 年)
	一人当たり GNI ³ GNI per person	36,700 米ドル (11 年)、36,300 米ドル (12 年)、35,900 米ドル (2013 年)
	産業別就業 人口比率(%) ³	第一次産業 4.4% (農林業 4.4%) 第二次産業 22.6% (製造業 15.5%、建設業 7.1%) 第三次産業 73.0% (卸売・小売業 21.3%、金融・保険・事業所サービス業 13.3%。運輸・通信業 9.9%、公務 28.5%) (2011 年推計)
	産業別 GDP 比率(%) ³	第一次産業 2.9、第二次産業 25.1、第三次産業 71.9 (2013 年)
	経済成長率 (%) ³	2.7% (2011 年)、-0.8% (2012 年)、-0.6% (2013 年)
	物価上昇率 (%) ³	(消費者物価) 3.2% (2012 年)、2.2% (2013 年)
	失業率(%) ³ Jobless rate (%)	7.8% (2012 年)、8.1% (2013 年)

(3) 政治・行政システム

行政システム Administration system	政体 ¹ system of government	共和制
	元首 ¹ chief of state	サウリ・ニーニスト大統領 (2012 年 3 月就任、任期 6 年)
	国会 ¹ national diet	一院制 (任期 4 年) 200 議席
	内閣 ¹ cabinet	(1) 首相 カタイネン (国民連合党) (2011 年 6 月就任) (2) 首相 ストゥップ (国民連合党) (2014 年 6 月就任)
	政党 ¹ political parties	現在は、国民連合党 (第 1 党)、社民党 (第 2 党)、スウェーデン国民党、キリスト教民主同盟の 4 党による連立政権、その他に、真正フィン人党 (第 3 党)、中央党 (第 4 党)、左翼連盟、グリーン党
	国家行政組 織 ⁴ national administrative organs	12 省庁 内閣府 Prime Minister's Office 外務省 The Ministry for Foreign Affairs 法務省 Ministry of Justice 内務省 Ministry of the Interior 防衛省 Ministry of Defence 財務省 Ministry of Finance 教育文化省 Ministry of Education and Culture 農林省 Ministry of Agriculture and Forestry 運輸・通信省 Ministry of Transport and Communications 雇用経済省 Ministry of Employment and the Economy 福祉健康省 Ministry of Social Affairs and Health 環境省 Ministry of the Environment.

<p>公共行政制度 local government system</p>	<p>階層別行政組織⁵</p>	<ul style="list-style-type: none"> フィンランドの地方行政制度は、他の北欧諸国と異なり一層制で、国と基礎自治体（kunta）より成り立つという特徴を持つ。ただし、広域な地域においては、国の地方出先機関と自治体組合（地域開発法に定められた地域協議会を含む）によって行政が行われている。 <p style="text-align: center;">＜フィンランドの階層別行政組織 1.1.2010 -＞</p>
	<p>国の地方出先機関⁶</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の地方出先機関として本土に5つあった州（lääni）が2009年12月31日に廃止された。 かわりに2010年1月1日にこれまで州の事務であったサービスの評価、社会福祉、保健ケア、環境衛生および教育に関する業務、競争、保全・救助、緊急事態対策などを行う地域行政機関（AVI）が本土に6つ設置された（州都+西スオミ州のヴァーサ）。 また国の雇用経済、環境分野などの地方出先機関が統合されて、<u>経済開発・交通・環境整備センター（ELY）</u>となり、それまで州の行っていた教育研修、建設基金、図書館、体育、青少年事業、教育機関建設、国際活動、交通行政も担当することになった。ELYは全国で15設置されている。 また全国に90あった裁判管轄地区も業務が他の機関に移され、2007年12月31日に廃止された。
	<p>自治体組合 地域協議会⁶</p>	<ul style="list-style-type: none"> フィンランドでは自治体組合制度が発達している。自治体組合はあくまでも自治体間の協定で任意に設置されるもので、課税権も選挙で選出される議会もなく、その業務については、自治体が定めることができることになっている。 しかし法に規定された以下の3つの組合は例外であり、すべての自治体はこれらの組合に加盟しなければならない。それらは、1989年制定の専門医療ケア法（1062/1989）による専門医療組合、1977年制定の知的障害者の特別ケアに関する法律（519/1977）による知的障害者の特別ケア組合、1993年制定の地域開発法（1135/1993）による地域協議会（Regional Councils）である。

<p>地方自治制度の概要⁵</p>	<ul style="list-style-type: none"> • フィンランドでは、国政においても地方政治においても代表民主主義、すなわち間接民主主義が尊重され、住民は選挙によって議会の政治決定に影響力を行使することができる。しかし、直接民主主義の可能性も、地方自治体法で保障されている。 • 地方自治体と国の政治の異なる点は、自治体の参事会（hallitus：理事会と訳されることもある）が、内閣と異なり、自治体議会に選出されたすべての政党および団体が参加することにより成り立ち、議会任期が終了するまで在任することである。地方自治体法によると、<u>自治体の最高機関は住民によって選ばれた議会であり、首長は、期間を限って議会によって任命されるので、シティーマネジャー的な役割である。</u>議会は首長の他に参事会、委員会などのメンバーも選出し、任期中でも罷免することもできる。地方選挙は4年に1回行われ、議員（自治体代理人：kunnanvaltuutettu）は原則としてボランティアである。 • この40年間強の間に自治体の数は200以上減少した。特に2000年代に入って多くの合併が行われ、2000年に452あった自治体数は2013年現在320に減少した。このうち本土には304自治体、オーランド諸島（自治領）には16ある。 • 自治体は市：カウプンキ（kaupunki）と町：クンタ（kunta）の2つに分かれるが、法律上の差はなく、自治体がどちらを名乗るかは、それぞれの自治体が決めることができる。 • 憲法で自治を保障する規定があり、自治体はその中心的なものである。そのほかの自治の形態としては、アハヴェナンマー自治区、大学の自治、教会の自治があり、サーメ人には居住地における言語および文化に関する自治権がある。 • 自治体間協力のかたちとしては、①自治体組合（kuntayhtymä）を設立、②複数の自治体が所有する会社、財団、協会等によって行う、③他の自治体と職の共有、④委員会の共有、⑤他の自治体、市場、民間（第三セクター）とのサービスの購入契約、がある。これらの中でも自治体組合はフィンランドでは長い歴史があり、自治体間の協力の形態として発達している。自治体組合はあくまでも自治体間の協定で任意に設置されるもので、課税権も選挙で選出される議会もなく、その業務については、自治体が定めることができることになっている。
<p>自治体によるサービス供給⁵</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地方自治体法の第121条には自治体の行う事務は法律で定めている。 • 自治体の事務は一般のものと特別のもの2種類に分類される。一般の事務は自治体が決定するもので、特別な事務は自治体の事務として法律に定められているものを指す。 • 特別な事務にも2種類あり、自治体が自主的に行うものと、法律に定められているので行わなければならないものがある。たとえば法律に定められているものは保育所や義務教育であり、高校や職業学校の設置は自主的に行うことができる。地方自治体法の第1条に「地方自治体は、住民の福祉の向上と地域の継続的な発展に努めなければならない」とあるように、自治体は、住民の福祉と地域開発に責任を持つ。先に述べたように、自治体はこれらのサービスを単独で、または他の自治体、第3セクターや民間へ委託して、または他の自治体と共同で、または自治体組合を結成して行うことができる。

	<p>①社会福祉・保健サービス</p> <p>②教育・文化サービス</p> <p>③環境・土地利用・インフラ整備サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算ならびに職員数において最も重要な事務。 ・法律に基づく社会福祉・保健サービスには、保育、高齢者ケア、障害者ケア、生活保護、アルコール薬物依存症ケア、予防保健事業および一次医療ケア、二次医療ケア、歯科治療、環境衛生などが含まれる。 ・義務教育の提供、中等教育、職業教育および訓練、図書館サービス、美術、文化、青少年を対象とするレクリエーションサービス、生涯学習教育、音楽学校への助成などがある。 ・自治体に運営義務があるのは基礎教育、すなわち就学前教育（6歳児教育）と義務教育のみ。高校、職業学校、生涯学習校等については、自治体等が運営許可を教育省または内閣に申請することができる。 ・図書館サービスについては、フィンランドはすでに1800年代から行われており、自治体の責任で全国に図書館が整備されている。 ・土地利用、給水およびエネルギー供給、ごみ処理、インフラ整備、環境保全、消防・救助サービスなど。建築認可も自治体が行う。 ・この他に、自治体は商業や雇用を促進する義務があり、地域協議会に参加して所属する地域の開発を行わなければならない。また、今日では情報ネットワークの整備も道路整備や給水事業などと同様に重要な事業となっている。これは特に地域開発にとって重要である。
	<p>カイヌーの行政実験⁷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国は2003年に地域的に開発が最も遅れており、人口の流失、高齢化、失業率等の問題をかかえているカイヌー地域において、行政実験を行う法律を制定し、当該地域の9つ地方自治体（人口約8万人）を対象に、地域協議会をベースとしてそれらの統合を目指した。 ・自治体行政の一部統合により住民サービスの効率化が進む一方、政府からの業務の移管やカイヌー開発のための基金が順調に増加し、連合自治体の歳入が2005年からの4年間で7千万ユーロ増加した。 ・住民からもサービスの質、費用について、おおむね好評であったが、2012年の行政実験終了時に、参加自治体の一つであるプーランカが地域連合の継続に反対し、プロジェクトはご破算となった。（プーランカは、専門医療分野においてオウルと一緒にたがった。） ・過疎地域の地方自治体を統合し広域的な自治体を形成して、サービスの効率化と地域の発展を意図した政府の試みは実現に至らなかった。

国土政策担当組織 organ(s) in charge of national spatial policy

計画・政策の名称／分野	機関名	ホームページ
地域政策（全般）	雇用経済省 Ministry of Employment and the Economy	
農村政策委員会、島嶼政策		https://www.tem.fi/en
土地利用計画、環境計画	環境省 Ministry of the Environment	
		http://www.ym.fi/en-us
農村政策	農林省 Ministry of Agriculture and Forestry	
		http://www.mmm.fi/en/index/frontpage.html
運輸・通信政策	運輸・通信省 Ministry of Transport and Communications	
		http://www.lvm.fi/etusivu
地域レベルの経済開発・交通・環境整備	経済開発・交通・環境整備センターELY：本土に15カ所	
		Centres for Economic Development, Transport and the Environment

2. 国土政策上の課題

国土政策上の課題 national spatial policy issues		
国土・地域の整備上の課題	概要 ⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーションを推進して、グローバル化に対応出来るビジネスを創出し、地域の活力を高める必要がある。 ・多様な雇用の場の創出、住民福祉の増進により、豊かな生活環境をつくる必要がある。 ・住民を平等に扱う伝統的な基本方針を踏まえ、条件不利地域を含む地方部、ルーラルの振興を図る必要がある。 ・自然との共生、エネルギー問題への対応、食料確保等、持続可能な国土・地域を形成する必要がある。 ・北極海を含む隣接する国々、諸外国との連携を図り、周辺国と共に発展するフィンランドをつくる必要がある。
都市問題 ⁸ urban problems	大都市圏における都市化の動向と政策課題 urbanization trend and policy issues in major metropolitan regions	<ul style="list-style-type: none"> ・フィンランド最大の都市ヘルシンキは成長を続けている。ヘルシンキ地域 14 市町村にフィンランドの人口の 26% が集中している。所得水準が高いこともあり、移民の流入も多い。 ・首都圏では地価や不動産価格の増加が見られる。都市部に集中した人口がどんどんスプロール化している。 ・2013 年 10 月に提案されたビジョン 2050 においては、鉄道網、軌道敷等の更なる整備、半島部の中心市街地の拡張、ヘルシンキのコンパクトシティ化、公園や緑地帯、街路樹の増加、分散する郊外ショッピングセンター周辺の住宅地づくりなど幾つかのテーマが出されている。
	大都市圏以外での都市化の動向と都市政策の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・フィンランドの全土は人口増加傾向にある。都市化は継続しており、ヘルシンキ地域と 5～10 箇所の地域の中核都市周辺での増加が目立っている。 ・フィンランドの高齢化は急速に進んでおり、日本と同様に人口は農村から中核都市へと集中し、地方の高齢化が進んでいる。 ・都市部では住宅整備、インフラ整備が必要になる一方、過疎地域では人口減少、空き家の増加が問題となっている。
フィンランドの地域構造と人口動向 ⁷		
<ul style="list-style-type: none"> ・都市化が継続している ・人口は、ヘルシンキ地域と他の主要都市部に集中している ・都市の拡大に対応して空間構造が形成されている 	<p>人口予測2011-2040 地域別推計人口 数に比例した相対的な 変化</p> <p>増加人口 ・ 100 ・ 1,000 ・ 10,000 ・ 100,000</p> <p>減少人口 ・ 100 ・ 1,000 ・ 10,000</p> <p>Suhteellinen muutos 変化率 -20% - -15% -14% - -8% -7% - 0% 1% - 7% 8% - 15% 16% - 38%</p> <p>Maakunnat Seutukunnat</p> <p>0 50 100 km</p> <p>Vaestöennuste: Tilastokeskus, ©Karttatekniikka Oy, Lupa L4659.</p>	

<p>地域政策の動向・現状と政策課題 trend, actual condition, and policy issues of geographically disadvantaged regions</p>	<p>地域政策の方向⁹</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 最近では地域振興の際に扱う対象領域が拡大している。フィンランドでは都市部、農村部を問わず同様な趨勢となっている。伝統的にフィンランドはサービス提供において、住民、その他を平等に扱う基本方針があった。地域ごとの特徴や強みもある。今後はそれらを上手く生かして国全体が潤うことが期待される。 • 以前はセクター主義で自らの部局の役割を果たすのみの縦割り社会だったが、今後は横断的な横割り社会でないといけないと思っている。 • フィンランドも日本と同様に高齢化が急速に進行している。民間企業の活力を生かす様々な方策の検討が中心的な課題である。これらの民間企業の振興方策を地域政策によってバックアップしたい。地域ごとに偏った産業構造を幅広い産業構造にしていきたいとする目論見がある。 • トップダウンではなくボトムアップ。カスタマー（顧客、住民）中心で下からの要求を汲み上げる方式に変えていく。 • デジタル技術の活用を農村地域振興に役立てる。元気を付けることを目論んでいる。将来的には情報通信網を生かして、少ない人数で効率的に行政情報の最適レベルを保てるように構築する必要がある。 • B（ビー）：バイオ・エコロジー、C（シー）：クリーンテック、環境整備、持続性のある緑の技術、D（デイ）：デジタルといったスローガンが挙げられている。 • フィンランドは昔から豊富な森林資源を利用して来たが、新しい森林資源の生かし方、利用法、エコノミーの考え方を農村部に導入していく。 • フィンランドは今後もこれらの強みを生かしていくことが大切で、同時に地球温暖化や環境問題に寄与することができる。
	<p>地域イノベーション施策¹⁰</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 研究とイノベーション政策を担当する中心的な組織は、教育文化省と雇用経済省である。教育文化省は、例えば、教育、科学政策、大学や高等教育機関だけでなく、フィンランドのアカデミーに関する事項を処理する。雇用経済省は、それに対応して、たとえば、産業やイノベーション政策、技術庁、フィンランド VTT 技術研究センターに関する事項を処理する。国家研究資金の約 85%がこれらの 2 省庁を通じて支出される。 <p><専門的知識拠点プログラム（Centre of Expertise Programme）></p> <ul style="list-style-type: none"> • フィンランドの 2000 年代に展開された国内地域政策の一環として導入されたのが、2002 年に開始された「専門的知識拠点プログラム」である。 • この「専門的知識拠点プログラム」が地域イノベーション政策の中核となる施策となっている。専門的知識拠点プログラムは、情報と専門技術という側面で国家成長戦略において重要な役割を果たすものである。このプログラムは国、地域、地方の資源を集めトップレベルの専門技術を開拓していくために作られた。また、地域の力と専門性を支え、専門的知識拠点同士の協力関係を深めるプログラムである。 • 2007 年から 2013 年末までの期間について中央政府が指定したセンターがこのプログラムを自治体レベルで実施する。2007-2013 年の専門的知識拠点プログラムに関しては 13 の国家能力クラスターが指定され、これを 21 の専門的知識拠点が実施することになっている。能力クラスターおよび専門的知識拠点は各専門分野における最上級の専門性を体現している。 • 専門的知識拠点は研究部門、教育機関、ビジネス・産業部門の協力によるプロジェクトを実施する。これらのプロジェクトは企業の競争力を高

		<p>め、地域の専門技術を強化・向上させ、新規ビジネスを創出し、新たなイノベーション環境の創造を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 専門的知識拠点プログラムは、2011年カタイネン国民連合党政権の成立により、2013年で一旦終了している（12年間） • 新政権の下では、TEKES (Finnish Funding Agency for Innovation)が中心となって、イノベーション都市プログラム (INKA: Innovative Cities programme) を実施している。
	<p>ルーラル・ポリシー⁸</p>	<ul style="list-style-type: none"> • フィンランドの国土の95%は農村部で、人口の31%が暮らしている。 • 農村地域では、都市への人口流出と高齢化が急速に進んでいる。 • 今後とも継続的な農村地域での雇用の道を開く、サービスを的確に実施するのが重要である。 • 農村政策委員会 Rural policy committee はフィンランドで20年間の事業を行っている。2年前までは農水省の担当、現在は雇用労働省の担当に移管されている。農村政策には、日常生活と関連する全省庁が関連している。物事の決定には行政機関が個別に農村の特徴や特質を考慮に入れながら考えなければいけない。 • 農村政策をブロードとナローに区分している。ナローの農村政策はEU構造改革事業の農村に対する補助が中心で特定の地域の農村部に対しての援助である。 • 農村部の政策は様々な機関が関係している。農村政策委員会は農村政策を重点的、効率的に実施する機能を果たしている。
	<p>条件不利地域に対する政策（少数民族サーミ人に対する政策）⁸</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 少数民族サーミ（ラップランド人）はフィンランド北部に住んでいる。現在はサーミ議会があり法律で保障されている。 • 多数のサーミ人の居住地域が規定されている。但し、完全な自治が保障されているわけではないが、言語・文化に対しては自主的に決定できる。 • 行政施行、立法化の場合、サーミ人の生活への影響を与える場合は必ずサーミ議会に申告する必要がある。 • 例えば、土地利用、法規制のある自然保護地域の土地利用については必ず相談する必要がある。またフィンランド北部では金、ダイヤモンドが見つかるが、こうした鉱物資源の利用についても相談が必要になる。 • 地域協議会や自治体が土地利用計画を作成する場合はサーミ議会に相談を持ちかける必要がある。 • 常に、サーミ人の生活や希望に留意する必要がある。サーミ人居住地域については環境省も現在既得権についての話し合いを行っている。 • このように直接交渉の場を設けることについては、行政に希望を伝えられるのでサーミ人の満足も高く上手く機能している。 • 北端の地域の利用計画、地域開発の際には、国家土地利用指針でもサーミの人々の権利や文化的な背景への配慮が位置付けられている。 • 北方なのでトナカイ飼育が盛ん（約20万頭）だが、サーミ人だけが従事している訳ではなくフィンランド人もいる。指針にはトナカイ放牧の権利も位置付けられている。オウルから北は全てがトナカイ飼育地域となっているが、ILOの協定をフィンランド政府はまだ批准していない。現在、法制化作業中で国会を通過すれば国際条約を批准する予定で更にサーミ人の権利が保障される様になる。

<p>社会資本整備 provision of social capital</p>	<p>運輸・通信施策¹¹</p>	<ul style="list-style-type: none"> フィンランドでは伝統的に運輸、通信分野がひとつの省になっている。デジタル化と実際の事業が纏まっているのはとても望ましい。現代のITC技術を生かして、デジタル方式を、運輸を含む多方面に活用していくこととしている。 フィンランドの場合は既存の道路網、鉄道網は完備している、新規の投資は余り必要ないが、ポテンシャルが既存のものにも残っている。例えば、交通機関の上手い誘導によるラッシュアワーの解消などを実施したい。 交通関係の予算はここ10年間比較的安定している。道路、鉄道を含めて10億ユーロの予算の多くを占めるのは道路網の維持管理である。実際の開発部門の予算はこれと比べ小さくなる。2015 予算（案）では維持管理費：9億、地域開発：3億8,500となっている。 フィンランドでは高速道路に民間資金を導入して建設し、実際の交通量に応じて支払っている。高速道路料金が発生しないフィンランドでは、収入は海運などの航路利用により賄われている。税金でつくっているが利用料については徴収しない。
<p>持続可能な国土管理 sustainable management of national territory</p>	<p>自然・農業環境の保全 conservation of natural and agricultural environment</p>	<ul style="list-style-type: none"> フィンランドにおける自然・農業環境の保全は主として以下の2つの省によって担われている。 <ol style="list-style-type: none"> 環境省 農林省 環境省は、国土の利用計画や環境保護の分野を中心業務にしている。環境保護分野では、大気中の温室効果ガスの安定化、環境リスクの特定とその管理、生産と消費分野でのエネルギーの効率的な利用を戦略目標としている。 農林省は、農林業の振興の立場から、農業環境の保全に取り組んでいる。
	<p>都市・居住環境の創出 creation of preferred urban and residential environment</p>	<ul style="list-style-type: none"> フィンランドにおける都市・居住環境の創出は主として環境省によって担われている。 環境省は、国土の利用計画、土地利用の重要な目標として、健康で必要不可欠な住宅や生活環境の整備を挙げている。
<p>国境を越えて広域化した空間政策課題^{8 12} trans-national spatial policy issues</p>		<ul style="list-style-type: none"> ロシアを含むバルカン半島諸国で共通のオープン・ビジネス・プラットフォーム（The Northern Growth Zone）が構想されている。フィンランドは、ヨーロッパの通信の交差点で非常に成長が期待できる構想として評価できる。 大西洋ーフィンランドーシベリアに至るバレンツリンクが構想されている。ヨーロッパと極東を結ぶ航路を、これまでのスエズ運河経由から、バレンツ海北端と極東を結ぶ航路に変えることを考えている。上手くいけばバレンツ海ルートは物流が更に盛んになる可能性がある。日本との関係で言えば、北極海航路の開設の可能性ということになる。 ロシアは広大な国土を持つので、国境周辺の地域を対象に連携の強化を検討している。2010年にユウレギオカレリア（Euregio Karelia）という地域を指定してボスニア、北ボスニア、北カレリア地方の地域協議会とカイヌーの連携強化を検討している。ロシアとの連携については国境検問所の整備、交通網、特に道路整備といった戦略がある。重点項目として国境周辺地域、検問所のインフラ整備、ロシア人観光客の誘致が挙げられる。

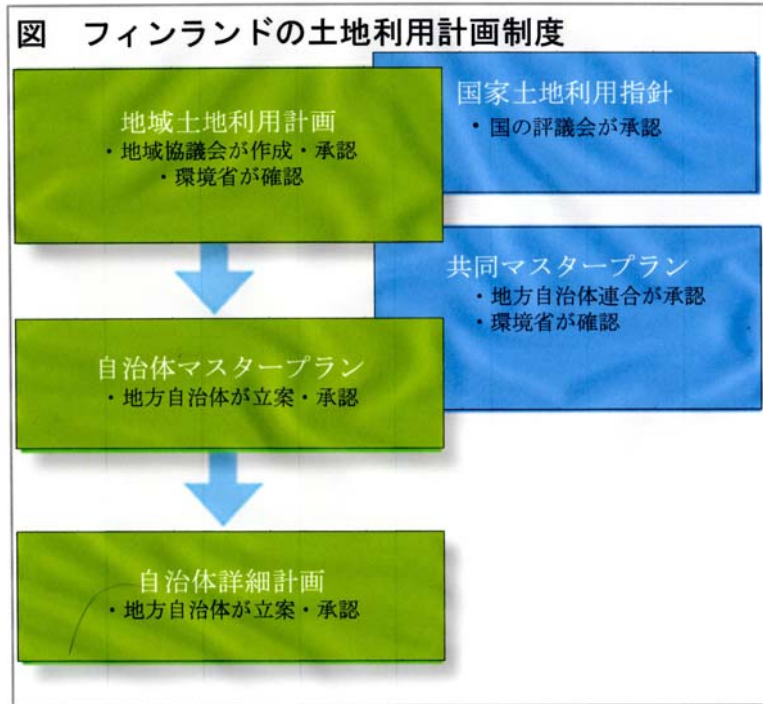
3. 国土政策関連計画システム

計画体系 planning system		
国土政策の体系	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体を対象とした空間計画は存在しない。 ・社会経済開発計画としての地域開発政策体系と空間計画としての土地利用計画体系によって、国土・地域政策が構成されている。
	地域開発計画体系 ⁸	<p><地域開発に関する法律と政令></p> <ul style="list-style-type: none"> - 地域開発法 (No 1651) : 2009年12月29日発令 Act on regional development (No 1651) - 地域開発に係る政令 (1651/2009) : 2009年12月29日発令 Government Decree on regional development (1651/2009) <p><地域開発計画体系></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家地域開発目標 ・各省庁による地域開発戦略 ・地域協議会による戦略的地域開発プログラム ・地域協議会による戦略プラン、実施計画 <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[地域開発法 No 1651: 2009年12月発令] --> B[国家地域開発目標 ・政権の交代に合わせた政府方針 ・政府決定による特別なプログラムが策定] B --> C[各省庁毎の地域開発戦略] B --> D[戦略的地域開発プログラム ・4年毎に作成 ・地域の開発目標と優先順位を定める ・国、EU、地方自治体等の財源を組み込む ・地域における国、EUの計画と調和させる] C --> E[ELYセンター及び地域協議会事務局への戦略的ドキュメント] D --> E E --> F[地域協議会事務局による戦略プラン] E --> G[実施計画 ・2年毎に作成] </pre> </div> <p>分野別の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家地域開発目標は4年ごとにつくられる。現在は2011-2015年の計画が稼働中である。 ・各省ごとに地域振興戦略、重点項目があり、各省庁がそれぞれ地域開発戦略を構築する。 ・一方、今年の夏に、地域協議会が策定する地域開発プログラムが提出された。・地域開発戦略遂行のための国の予算、EU資金の使い方は、窓口である地域協議会を通じて決められる。 ・地域開発戦略はELYセンター（経済振興、運輸、環境整備）ごとに提示され、地域協議会策定のプログラムとの間に連携が生まれる。 ・長期プログラムについては法律では規定されていない。2020年までの計画はあるが、これまでは殆ど変更は無かった。今後は変更が行われる予定、今のところ広い範囲を対象としたプログラムとして改革が行われる可能性もある。

土地利用計画体系⁷

- ここ数年間かけて（2011年現在の文献による）フィンランドの土地利用計画体系が変更された。
- 地域土地利用計画は土地利用・建築法（132/1999）に準拠している。

土地利用計画制度¹³



- 新システムでは土地利用計画が三層に分かれており各層の事務は地域土地利用計画、自治体マスタープラン、自治体詳細計画の三つに明確に区別されている。
- また、中央政府は国家土地利用指針を定めており、これは国内全域でのあらゆる土地利用決定および土地利用計画において配慮すべきものとなっている。
- 土地利用計画システムは階層性で、上位計画が下位計画を主導する。国家土地利用指針は主として地域土地利用計画を通じて実施される。• 地域土地利用計画および自治体計画は参加型の計画手順を経て作成されることとなっており、地元住民は自分たちに影響をおよぼす計画の立案過程に参加する機会を与えられている。
- 自治体と地域協議会は領海についての計画立案を義務付けられている。排他的経済水域に関するフィンランドの国法においては 国連海洋法条約（UNCLOS）の内容が取り入れられている。

4. 国土政策に関わる現状の取組

(1) 社会経済開発計画

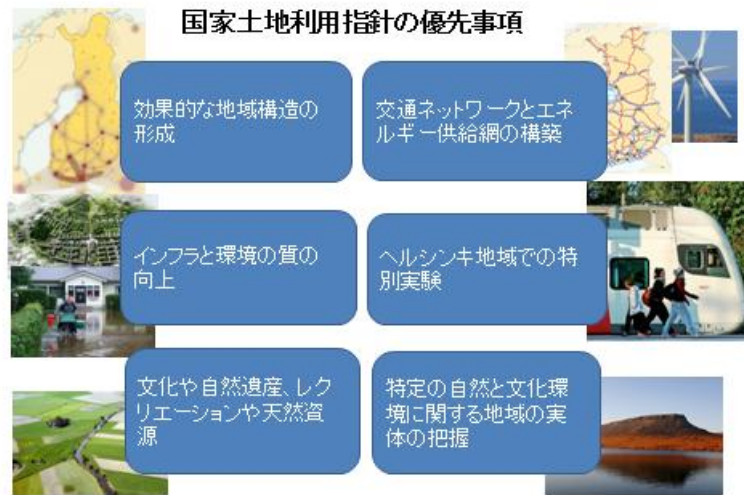
現行主要計画の概要 outline of existing major plans		
社会経済開発計画 ⁸ socio-economic development plan	名称 name	国家地域開発目標
	計画期間 planning horizon	2011-2015年
	策定機関 organ responsible for formulation	雇用経済省 Ministry of Employment and the Economy
	計画の法的 位置付け legal basis of the plan	- 地域開発法 (No 1651) : 2009年12月29日発令 Act on regional development (No 1651) - 地域開発に係る政令 (1651/2009) : 2009年12月29日発令 Government Decree on regional development (1651/2009)
	計画の目標 objectives of the plan	経済的、社会的、環境的に持続可能なフィンランド <政府の地域開発目標> ・競争力の強化、活力ある地域の形成 ・人々の福祉の増進 ・よい生活環境の確保と持続可能な地域構造 <地域開発目標の原則> ・一定の更新に向けての能力の維持 ・全ての能力の活用 ・各地域の特殊性を尊重することを強調する
	開発戦略 development strategies of the plan	<ul style="list-style-type: none"> 地域開発におけるフィンランド国内の共通目標は、地域開発法と、国家地域開発目標に係る政府決定に基づいている。地域開発法の下にある目標の一つとして挙げられるのは、経済成長力の向上、すなわち専門技術と持続可能な発展をベースとしたビジネス・産業の発展と雇用改善を向上させ、各地域の競争力と繁栄を高めるというものである。その他の目標としては、開発における地域格差を縮小し、住民の居住環境を向上させ、バランスのとれた地域の発展を促すことが挙げられる。ここで更に目指しているのは全ての地域の成長を持続させる均衡のとれた地域構造を築くことである。地域開発に対する責任は国、自治体、そして地域開発団体として活動している地域協議会が担っている。 上記目標を達成するために、地域中心地プログラム、専門的知識拠点プログラム (イノベーション都市プログラム)、包括的農村政策プログラム (部分的な農村を含む)、ならびに島しょ開発プログラムなどの政府決定による特別なプログラムが策定されている。プログラムの体系は政府の政策変化に対応して変更される。EUの結束政策は国家政策を補完する、または充足させるものとして位置づけられている。

<p>主な特徴 key features of the plan</p>	<ul style="list-style-type: none"> • これまでのトップダウン方式から徐々に移行しつつあるのが、自治体、地域協議会との協議を通じてお互いが納得できる将来展望を検討する、現場の声を生かすボトムアップ方式に変わりつつある。 • 構造改革の推進、首都圏の競争力の強化、大都市地域の発展条件の確保の3項目は前内閣カタイネンの政策であるが、現内閣もこれを継承している。付け加えられた項目としては、人口希薄地域、東部及び北部地域の開発、EUのNorthern Dimensionの活用などが挙げられている。 • その一環で、現在12の都市部と成長契約を締結している。国と地域の成長契約は2年間有効である。内閣の交代に伴い忘れられてしまう可能性がある。但し、イノベーション都市プログラムとの関係なので、予算は概ねEUから入っている。 <div data-bbox="638 705 1340 1209" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">REGIONAL DEVELOPMENT IN FINLAND</p> <p style="text-align: center;">STATE LEVEL (MINISTRIES) The Ministry of Employment and the Economy Coordinates</p> <p style="text-align: center;">MUNICIPAL LEVEL (332 MUNICIPALITIES)</p> <p style="text-align: center;">15 Centres for Economic Development, Transport and the Environment (state regional development) 18 Regional Councils formed by municipalities</p> <p style="text-align: center;">Top-down</p> <p style="text-align: center;">Bottom-up</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> • 地域ごとに特色のある強みがあり、都市部と農村部の目的は異なる。 • 農村地域の産業は自然資源に結び付いた農林業、採掘、新しい鉱物資源の農村地域の経済に対する利用を各地で考えている。都市の方はイノベーションの源泉、経済成長の源泉となっている。農村独自、都市独自ではなく相互に影響し合うのが大切になる。 • 都市＝地方中核都市、地域の機動力で稼働している。ヘルシンキは勿論国全体の機動力の源泉となっている。ヘルシンキ首都圏にはGDPの1/3、全国の40%の企業が集中している。ヘルシンキと12箇所の地方中核都市が全体のGDPの2/3を占めている。地方中小都市約30箇所も、分担して重要な役割を果たしている。 • 農村部は自然資源、鉱物資源採掘、食品、バイオエネルギー、観光、レクリエーション業務を分担している。
--	---

(2) 空間計画

空間計画 ⁷ spatial/physical plan	名称 name	「国家空間計画」はない。 土地利用計画体系に位置づけられた国家土地利用指針がある。
	計画期間 planning horizon	<ul style="list-style-type: none"> 指針はフィンランドの国土計画の歴史も踏まえ 2000 年から稼動しており 15 年が経過している。 指針策定から 15 年が経過したことを契機にその査定、見直しが行われた。
	策定機関	環境省 Ministry of the Environment
	計画の法的 位置付け legal basis of the plan	土地利用・建築法（132/1999） Land Use and Building Act
	目的	<ul style="list-style-type: none"> 全国的にかなりの地域協議会と自治体の土地利用計画における課題が同様に処理されていることを確認する 環境と持続可能な開発という MRL の目標達成に貢献 事前コントロールの計画ツールとして機能 国際協定の実施を推進 プロジェクトの国内実施における地域での駆動条件を作成
	国家土地利 用指針の位 置づけ	<ul style="list-style-type: none"> - 国家土地利用指針は、国全体にとって重要な土地利用に関する課題に対して中央政府が政策を主導する際のツールである。この指針が関連する分野は、都市・地域の構造、生活環境の質、通信網、エネルギー供給、自然・文化遺産、ならびに天然資源の利用である。 - 国家土地利用指針とは… <ul style="list-style-type: none"> i) 地域・自治体の計画、ならびに当局の活動において国家的重要課題を確実に反映させるためのものである。 ii) 環境・経済・社会・文化的に持続可能な発展を促進し望ましい生活環境を実現するための前提条件を築くためのものである。 iii) 国家的重要課題に対して自治体の計画立案を先導するツールとして機能し、フィンランド全土における先導的な指針に対し一貫性・統一性を促すものである。 iv) 国内での国際協定の実施を促すものである。 v) 国家的事業の実施にあたっての土地利用に関する土台となるものである。 - 土地利用・建築法のもと、地域計画、自治体計画および当局の活動において国家土地利用指針は考慮され、また推進されるべきものである。
主な特徴 key features of the plan	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、幹線道路、エネルギーなど国全体の視点に、地域レベル、自治体レベルの計画が見合っているかを判断する。 ・国家土地利用指針は6つの項目を優先事項としている。効果的な地域構造の形成、交通ネットワークとエネルギー供給網の構築、インフラと環境の質の向上（生活圏の質、地球温暖化への留意）、ヘルシンキ首都圏の独特な特徴についての問題を扱っている。ヘルシンキは国の中枢都市なのでそれを常に頭に置かなければならない。 	


- それから、文化、自然遺産、レクリエーション資源、自然資源について扱っている。自然、文化的な環境として地域的な全体像を扱っている。
- このうち 4 つは全国を網羅しており、1 つはヘルシンキを対象にしている。特定の自然・文化環境については北のラップランドの山岳地帯、東フィンランドの湖水地帯、氷河地帯が隆起しているヴァーサの3箇所が指針の対象になる。



地域協議会が策定した地域土地利用計画への環境省の介入例

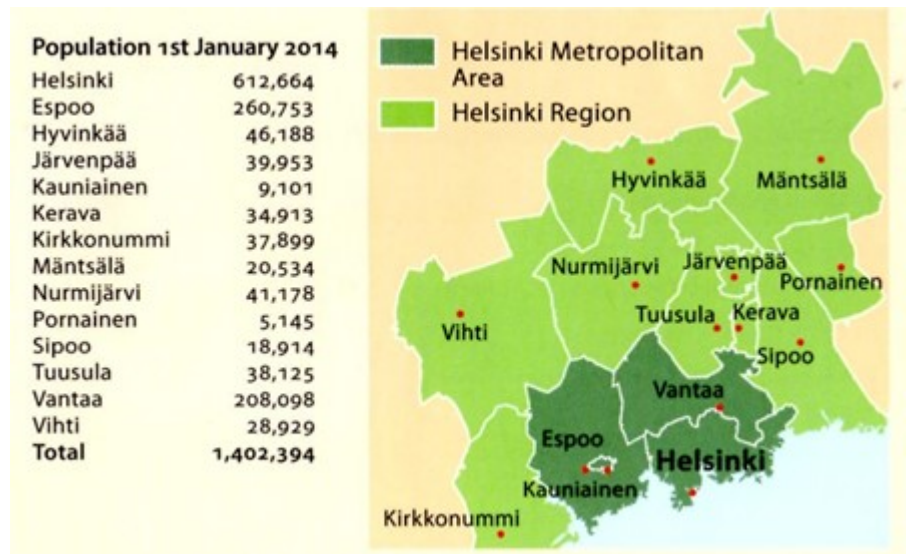
- 土地利用計画策定に際しては、法律上の要件を満たさなければならない。国家土地利用指針が考慮されなければならない。
- 地域土地利用計画は地域協議会が作成・承認するが、作成過程でELYセンターが相談にのる。地域協議会が承認し、環境省に提出する前に、国家土地利用指針が考慮されていないのではないかと地域協議会に伝え、原案の改訂を求める。
- ひとつの事例。ウーシマー地域協議会がヘルシンキトゥルク間の鉄道路線ルートを提案している。将来的にこの沿線に人口2万人の居住地域を建設することも同時に提案した。
- 現在のヘルシンキトゥルク間のルートは南部を迂回している。現在、170キロメートル、時間かかるところを、直線で1時簡に短縮したいと考えている。
- 国家土地利用指針には新規住宅地整備は主要幹線や鉄道路線の近くに整備すべきと謳っている。法律上は指針に従わなければならないので、地域協議会が提出する前に計画プロセスで口を差し挟む。
- もうひとつの事例。ヘルシンキから約50キロ東のポルポー、東ウーシマーで、地域連立のハイパー・スーパー・マーケットの申請に対して、法律と指針に違反しているので環境省は拒否した。
- 周辺にほとんど住居が無い、人口集積が薄く主な利用交通手段は自家用車になるので、渋滞の発生などポルポー旧市街への悪影響を与えると予測できたので反対した。
- 地域協議会が行政裁判所に持ち込んだが、司法判断もハイパー・スーパー・マーケット建設は不可であった。このように、地域協議会が訴訟に持ち込む場合が多いが、98%は環境省が勝訴している。

(3) 大都市圏計画

大都市圏計画 plan of a major metropolitan region	名称	ビジョン2050 ¹⁴
	計画期間 planning horizon	~2050 2012年に建設委員会に宛てての新マスタープランの提案が行われ、2014年に新マスタープランが策定された。そこで浮かび上がった課題等を元に、ビジョン2050を昨年建設委員会に提出。来月に2015年の草案が完成する。
	策定機関	ヘルシンキ市
	計画の法的位置付け	マスタープランは、土地利用・建築法(132/1999) ビジョン2050は、特に法的位置付けはない。
	計画の目標と開発戦略 objectives and development strategies of the plan	<7つのビジョンテーマ> <ul style="list-style-type: none"> 生活が脈動するアーバン・メトロポリス 魅力的な生活が選べるまち 経済が成長し、雇用が生み出される街 持続可能なモビリティの街 レクリエーション、都市的自然と文化環境 シーサイドの街 グローバルでローカルなヘルシンキ <都市構造モデル：ルール・ネットワーク・シティ> <ul style="list-style-type: none"> ヘルシンキ中心部の拡大―道路指向の環境をアーバン・シティ・スペースに変え、土地利用の効率を高める。 郊外のセンターを中央のネットワークに組み込む
主な特徴 key features of the plan	<ul style="list-style-type: none"> 2013年10月に、鉄道網、軌道敷等の更なる整備、半島部の中心市街地の拡張、ヘルシンキのコンパクトシティ化、公園や緑地帯、街路樹の増加、分散する郊外ショッピングセンター周辺の住宅地づくりなど幾つかのテーマが提案されている。 特に、中心市街地では公共交通整備を充実し高速道路網は郊外や周辺部へと考えている。 人々を惹きつける要素としては、居住地域、移動、産業活動、レクリエーション、緑、国際化、まちのコンパクト性が挙げられている。  <p> HELSINGIN UUSI YLEISKAAVA VISTO 2050 ASUMISEN HELSINKI 29.5.2013 </p> <p> FENESSIÄ NAAPURUJEN JA KOKO KAUPUNGIN KOKONAISUUS - ASUMISEN JA TOIMINTOJEN LAAJUUS - LAHJAKASIKSEN KATUKUVA ASUMISEN KEHTIVYYS NÄKÖPIIRI ALUEET KAUPUNGIN KOKONAISUUS TAVOITTEET - KOKONAISUUS JA SEIKAT - TOIMINNALLINEN KEHTIVYYS MERENRAHEI, KIVISA ASUMISEN JA LUONTO YKSIKÖT TAVOITTEET </p> <p> Asumisen visiossa on nostettu esiin kymmenen kaupunginosakokonaisuutta, joista jokaisella on oma toiminnallinen ytimensä. Ydinten täydentäminen kaupunkiympäristöiksi on asumisen kannalta keskeistä. </p>	

首都圏庁について¹⁵

- 首都圏庁は、特に首都圏の土地利用、住宅、輸送の問題を解決するために設立される。政府の提案は2014年12月4日に議会に提出される。首都圏庁は、2017年の地方政府選挙を機に活動を開始する。と2014年8月28日に、政府広報から発表されている。
- 首都圏庁は、土地利用、住宅、輸送に関する方針を示した各市町村の現在の文書をベースにしており、Helsinki, Espoo, Vantaa, Kauniainen, Sipoo, Kerava, Tuusula, Jarvenpaa, Kirkkonummi, Vihti, Nurmijarvi, Mantsala, Hyvinkaa, Pornainenの各市町村が参加します。彼らが望む場合は、これらに加えて、PorvooとLohjaがメトロポリタン機関に参加できる。政府の意図はウーシマー地域協議会が活動し続けられるということである。
- 首都圏庁は、土地利用、輸送、住宅に関する任務を有することになる。首都圏庁の任務は計画の作成（地域計画、マスタープランと、必要であれば、詳細マスタープラン、これらは将来に備えて決められる）と確実に含まれる計画の実施（計画・プログラムおよびその他の十分な措置を含む）、加えて、次の地域公法業務：公共交通機関の計画と管理（ヘルシンキ地域交通）、ヘルシンキ地域環境サービス局やウーシマー地域協議会から移転される環境に関する業務。効果的な住宅政策の実施については、これからの立法準備作業において決められる。準備作業が進むにつれて首都圏局の仕事の範囲が合意されていくことになる。
- 独立する首都圏庁の資金調達、現在の合同自治体の収入、中央政府からの移転やさらに準備中に指定される資金調達方法によって確保される。首都圏庁は税金を上げる独自の権利を持っていない。出発点は、首都圏庁に属する住民の合計税率は、現在のレベルを超えて上がることはないということである。
- 首都圏庁は、地域的、政党政治的代表性を考慮した選挙が実施できるような選出協議会を持つことになる。



(4) 地方中枢都市圏の計画

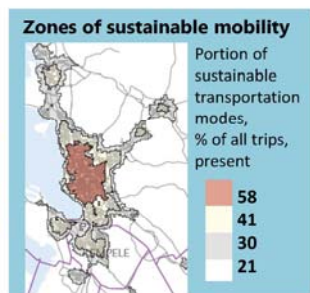
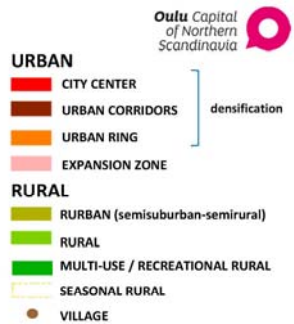
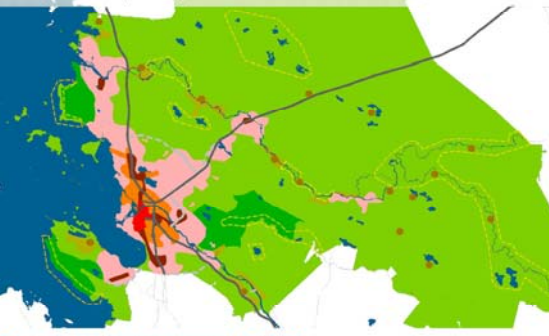
大都市圏計画 plan of a major metropolitan region	名称	新オウル・マスタープラン ¹⁶
	計画期間	～2050（現在作成中）
	策定機関	オウル市
	計画の法的位置付け	土地利用・建築法（132/1999）
	計画の目標と開発戦略 objectives and development strategies of the plan	<ul style="list-style-type: none"> 増加する人口、住宅を、コンパクトに収容しつつ、活力あるまちを形成する。 これまでの、都市構造の形成過程を踏まえつつ、公共交通手段の整備や適正な土地利用により、持続可能なまちづくりを目指す。 開発ゾーンの設定により、都市部と農村部の開発特性とその質を示し、土地利用を誘導する。 (都市部は、シティ・センター、アーバン・コリドー、アーバン・リング、拡張ゾーンに区分、農村部は、ルーバン(セミアーバン、セミルーラル)、ルーラル、マルチ・ユース(レクリエーション、季節的ルーラル)、村落に区分する。)
主な特徴 key features of the plan	<ul style="list-style-type: none"> オウルのマスタープランは、フィンランドの土地利用計画を踏まえると共に、オウル市の総合的なビジョンや戦略を踏まえて作成されている。 また、基本計画が2013年に策定されたMALPE（Multilateral agreement of intent, 2013）も踏まえている。これは数年毎に見直されるものであるが、国の出先機関、地域協議会、関連する自治体が共同して策定している。2013年計画では、土地利用、住宅、交通サービス、ビジネスが扱われている。 以前は土地利用、住宅、交通だけだったが、今後はサービスやビジネスも行政の仕事に加わってくる。予算は縮小傾向なので効率的な配分を行うために統合的に運営を行うこととする。 国の開発計画、オウル市や地域の計画をドッキングさせて効率的に重複の無い実行が可能になる。 	

DEVELOPMENT ZONES

DIRECTING THE DEVELOPMENT OF PROPERTIES AND QUALITY AT URBAN AND RURAL ZONES

Variables and properties in urban development zoning

- Density of land use
- Mixture of functions
- Proportion of sustainable transportation modes
- Infill development potential



5. 地域別主要データ

地域別主要データ key statistics by region ^{1 7}					
人口 Population change by region 経済 economic characteristic	地域 (Region) 別 土地面積、人口、域内総生産 (GDP) Statistics Finland http://www.stat.fi/index_en.html				
Area, population and GDP by region					
Region	Land area km ² 1.1.2014	Population 31.12.2013	Change, % 2013	GDP €mil. *2011	GDP per capita Whole country = 100 *2011
<i>Mainland Finland:</i>	302 339	5 422 604	0,5	187 422	100
Uusimaa	9 097	1 585 473	1,2	71 321	132
Varsinais-Suomi	10 661	470 880	0,4	14 843	91
Satakunta	7 819	224 556	-0,2	7 423	93
Kanta-Häme	5 199	175 481	0,0	4 892	80
Pirkanmaa	12 585	500 166	0,7	16 184	94
Päijät-Häme	5 124	202 424	-0,1	5 754	81
Kymenlaakso	5 148	180 845	-0,3	5 493	86
South Karelia	5 329	132 252	-0,1	4 724	101
Etelä-Savo	14 260	152 518	-0,6	3 981	74
Pohjois-Savo	16 768	248 430	0,1	7 309	84
North Karelia	17 762	165 445	-0,2	4 500	77
Central Finland	16 703	275 320	0,1	7 828	82
South Ostrobothnia	13 444	193 977	0,0	5 467	81
Ostrobothnia	7 752	180 384	0,4	6 384	102
Central Ostrobothnia	5 019	68 677	0,1	2 262	94
North Ostrobothnia	35 508	403 287	0,7	11 639	84
Kainuu	21 500	79 975	-0,9	2 039	71
Lapland	92 660	182 514	-0,2	5 379	84
<i>Åland</i>	1 552	28 666	0,6	1 171	119
Whole country	303 891	5 451 270	0,5	188 679	100
1) According to the regional division of 1 January 2014					
2) Gross domestic product at market prices					
* preliminary data					
Sources: Statistics Finland, National Accounts, Demographic statistics; National Land Survey of Finland					

都市人口

人口規模の大きい地方自治体を、人口規模の大きい順に並べたものが下表になる。

ヘルシンキが61万人と多く、全国人口の11%を占めている。

10万人以上の都市（地方自治体）は、9ある。

2013年中の人口の増加は、概ねこの10万人以上の都市で起きており、大都市への人口移動が続いている。10万人以下の都市で、2013年中に1%以上の増加が見られた都市は、ポフヤンマー県の県都であるヴァーサと南ポフヤンマー県に属するセイナヨキである。

Largest municipalities

		Population	Change, %
		31.12.2013 ¹⁾	2013 ¹⁾
1	Helsinki	612 664	1,4
2	Espoo	260 753	1,5
3	Tampere	220 446	1,4
4	Vantaa	208 098	1,4
5	Oulu	193 798	1,5
6	Turku	182 072	1,0
7	Jyväskylä	134 658	0,9
8	Kuopio	106 342	1,1
9	Lahti	103 364	0,3
10	Kouvola	86 926	-0,4
11	Pori	83 497	0,3
12	Joensuu	74 471	0,4
13	Lappeenranta	72 658	0,3
14	Hämeenlinna	67 806	0,5
15	Vaasa	66 321	1,0
16	Rovaniemi	61 215	0,6
17	Seinäjoki	60 354	1,3
18	Kotka	54 771	-0,2
19	Mikkeli	54 635	0,2
20	Salo	54 478	-0,7

At the beginning of 2014, there were a total of 320 municipalities, 57 of which were urban municipalities, 64 semi-urban municipalities and 199 rural municipalities.

1) According to the regional division of 1 January 2014

主要情報源・情報出所

主要情報源 main information sources		
国土政策局が過去に実施した調査報告書 reports of researches conducted by National Spatial Planning and Regional policy Bureau, MLIT		
その他日本国内の情報源 other information sources in Japan	<ul style="list-style-type: none"> ■外務省「各国・地域情勢」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html ■総務省「諸外国の主要指標」 http://www.stat.go.jp/data/sekai/ap.htm ■日本貿易振興機構「国・地域別情報」 http://www.jetro.go.jp/biz/world/ 	
国際機関、多国籍開発機関等の情報源 sources of information provided by international organizations and multinational development agencies etc.	<ul style="list-style-type: none"> ■World Bank「Data & Statistics」 http://devdata.worldbank.org/external/CPProfile.asp?PTYPE=CP&CCODE=CHN ■CIA「The World Factbook」 https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/ch.html 	
各国の機関 organs in each country	社会経済計画策定機関 organ responsible for the formulation of socio-economic development plan	雇用経済省 Ministry of Employment and the Economy https://www.tem.fi/en
	空間計画策定機関 organ responsible for the formulation of socio-economic development plan	環境省 Ministry for the Environment http://www.ym.fi/en-us
	大都市圏計画策定機関 organ(s) responsible for the formulation of socio-economic development plan	ヘルシンキ市 City of Helsinki http://www.hel.fi/www/helsinki/en オウル市 City of Oulu http://www.ouka.fi/oulu/english/home
	統計機関 statistical organ	Statistics Finland http://www.stat.fi/index_en.html

【情報出所 information sources】

- 1 外務省「各国・地域情勢」, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/data.html#01>
- 2 『データブック オブ・ザ・ワールド 2015 V.1.27』(二宮書店(2015))
- 3 CIA 'The World Factbook': Finland,
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/fi.html>
- 4 フィンランド政府ホームページ
<http://valtioneuvosto.fi/en/government/how-does-the-government-work->
- 5 「フィンランドの地方自治体とサービスの構造改革」山田真知子(自治体国際化協会平成22年1月)
- 6 2014年10月28日 フィンランド地方自治体協会 The Association of Finnish Local and Regional Authorities ヒアリング
- 7 2014年10月30日 カイヌー地域協議会 Regional Council of Kainuu ヒアリング
- 8 2014年10月29日 環境省 Ministry of the Environment ヒアリング
- 9 2014年10月27日 雇用経済省 Ministry of Employment and the Economy ヒアリング
- 10 「フィンランドの地域経済と地域政策に関する研究」遠藤聡(横浜国立大学国際社会科学研究所博士論文2012年3月)
- 11 2014年10月27日 運輸・通信省 Ministry of Transport and Communications ヒアリング
- 12 2014年10月30日 カイヌー地域協議会 Regional Council of Kainuu ヒアリング
- 13 Centre for Maritime Studies (2011) 「LAND USE PLANNING IN FINLAND」
http://meeting.helcom.fi/c/document_library/get_file?p_l_id=80557&folderId=1407050&name=DLFE-44459.pdf
- 14 2014年10月29日 ヘルシンキ市 City of Helsinki ヒアリング
- 15 Budget session 28.8.2014 FUTURE POLICY OUTLINES ON THE METROPOLITAN AUTHORITY
- 16 2014年10月31日 オウル市 City of Oulu ヒアリング
- 17 Statistics Finland http://www.stat.fi/index_en.html